

農林水産省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
149	日 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 畑地帯担い手育成型にかかると面積要件の緩和	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のモデルである「畑地帯担い手育成型」について、実施要件である「受益面積20ha以上」を「10ha以上」へ緩和すること。	<p>【具体的支障事例】</p> <p>長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしているが、本県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多く、「畑地帯担い手育成型」の要件である、受益面積20ha以上を確保できない場合がある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>畑地帯担い手育成型では現在、離島と樹園地の畑地に限って面積要件が10haに緩和されており、内地の畑作畑地帯については、面積要件が20ha以上となっていること。本県については、中山間地域を占める割合が多く、経営規模の小さい農家が多数であるため受益面積要件を満たさない地域もあることから、効果的な農業の振興を図ることができない。なお、平成25年2月26日付け「農業競争力強化基盤整備事業実施要綱等改正で中山間地域型が追加され、水田が50%を占める地域においては受益地が10ha以上で農地整備事業が実施可能となった。離島や樹園地に限らず、内地の中山間地の普通畑地においても、整備が遅れている畑地帯の区画整理等を推進するため、同様の緩和が必要である。畑地の基盤整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)では条件次第で10ha以上から可能ではあるが、農地整備事業では実施可能な中心経営体農地集積促進事業(促進費)の制度が設定されておらず、地元農家にとって極めて不利である。</p>	農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1 第4の2	農林水産省	長崎県		<p>〇本市の山間部はほとんどが畑地で、基盤整備を図りたいが、圃場面積が狭く不整形で、農地も点在しているため、受益面積の確保が困難である。</p> <p>〇本市においても、20haの確保が難しく、事業推進に支障を来している事業がある。</p> <p>中山間地域では、狭小農地が多く、比較的小規模な集積農地が点在していることから、受益面積の緩和が必要と考える。</p>	広島県、阿蘇市、宮崎市
242	日 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	中山間地域等直接支払制度における富農条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第6の2の「対象行為」において、「5年間以上継続して行われる農業生産活動等」と規定されている要件を高年齢者によって撤廃すること。	<p>【現状の課題】</p> <p>「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高年齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営業を継続することや、耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の営業条件を設定しておく必要性が低い。</p> <p>【支障事例】</p> <p>たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集団的サポート型」(〇要件)が導入されているが、協定農用地の内の一人が高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定継続者等が、離脱した者の農用地を耕作することとなっている。また、営業を続けさせるような高年齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況にあっては、5年間の継続的な営業に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位で営業の継続を断念する事例が出てきている。</p> <p>【効果】</p> <p>営業の継続を最初から断念する者が少なくなる。ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができる。</p>	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2	農林水産省	全国市長会	参考資料あり	<p>〇高齢者を中心に5年間の継続的な営業に自信がないため、協定集落への参加を辞退する事例や小規模協定が解散する事例が増加してきている。</p> <p>また、本市では、第3期対策で「集団的サポート型」(〇要件)を実施している協定が多くあったが、第4期対策では協定参加者の高齢化も進み、サポート役の協定者の負担増が予想されるため、協定参加者に迷惑をかけまいと高齢者を中心に協定の参加を辞退する事例も出てきている。</p> <p>ただし、農業経営の効率化を目的に転換等の意向もあることから、高齢者に限らず、5年継続要件を緩和してほしい。</p> <p>〇開始当初より地域の農業を支えてきた参加者も15年経過したことから高齢化が進んでいる、中山間という地域性もかなりの高齢化の進んだ集落も発生してきている。</p> <p>その集落の中でも数人の参加者が5年間の不安を理由に参加することをためらい、実際に4期に参加しない集落が発生してきている。たとえ〇要件を選択していてもなんらかの返還要件の緩和を希望する。(過去に10年以上集落協定に参加している70歳以上の構成員の場合、リタイアする構成員の面積のみ返還などに変更するなどの緩和)</p> <p>〇本県では、平成27年度は「中山間地域等直接支払制度」の第4期対策の初年度であり、各市町村とともに農業者に対して制度説明等を行っているところである。</p> <p>その際、要件である「5年間以上継続して行われる農業生産活動」に対して生産者から懸念を示されることが多く、高齢化した集落を中心に集落単位での営業活動の協定締結を断念する事例が生じている。</p> <p>第4期対策の協定については8月末までに提出されることと規定され、協定面積について精査中であるが、「5年間以上継続して行われる農業生産活動」の要件を高年齢者について撤廃した場合、協定面積の維持・増加が図られるものと考えている。</p> <p>〇中山間直接支払について、第3期(平成22年度から平成27年度)は、11集落と協定を結んでいたが今回(第4期)については、6集落の減少になりました。町村においても高齢化による人口減少や担い手不足や高齢で作業を行うのが困難との理由から5年間の継続事業は長いとの声もありますが、期間を短くしても耕作放棄地の増加は避けられない現状です。</p> <p>今後は、制度の改正や農地中間管理機構等が介入するのが望ましいのでは。</p> <p>〇本県においても、4期対策への移行にあたり、実施集落14集落中5集落(36%)が同様の理由により制度の継続を取りやめる。また、これまで、1期対策から3期対策への移行時にも同様の理由により制度継続を断念するケースがあった。</p> <p>〇第4期対策について、集落への説明を行ったところ5年以上継続して行われる農業生産活動」に対して心理的な負担になるとの意見が多くあった。第1期対策で60歳で参加した方も第4期対策終了時には80歳になり、制度自体の存続も危ぶまれる。</p> <p>〇当該制度を行っている集落の代表者からも5年間以上の営業継続は高齢者が多い集落では厳しい要件だということも聞いているため。</p> <p>〇本市では現在、農業者等の高齢化が進んでいる。さらに、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業者不足は深刻な状況である。</p> <p>当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高年齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営業を継続する上で心理的な障壁となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>中山間地域における農業生産の維持のため、一定のルールは必要であるが、耕作者の高齢化が進んでいる集落では、5年間の継続的な営業に自信がない者が、他の耕作者に迷惑をかけまいと協定から離脱していく、結果、集落単位での営業の継続を断念する事例が出てきている。</p> <p>〇5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、心理的な障壁となり、取組を断念する集落があった。</p> <p>〇市町や集落代表者を対象とした中山間地域等直接支払制度の第4期対策のブロック別説明会等で、市町職員等から、「高齢化している一部の農業者の中から、5年間継続した農業生産活動が約束できないので第4期対策から集落協定から外れる」と言っている。協定面積が減って耕作放棄地が増える可能性があるため要件を緩和して欲しい」との意見が出された。</p> <p>〇平成27年度から始まる5年間の第4期対策について、新たに取組を始める集落も見られる。一方で、第1期対策から継続してきた集落協定の中には、5年間の期間の維持に自信がないとして取組をあきらめる事例が発生している。</p> <p>〇本市においても、中山間地域の高齢化、後継者不足によりこの制度の要件である「5年間継続して行われる農業生産活動」等が支障となり、第4期対策の参加が困難な集落や、高齢者が参加せず大幅に参加者が減少する集落が予想される。</p>	山形県 遊佐町、埼玉県、長野県 安曇野市、静岡県 富士宮市、山口県 宇部市、佐賀県、宮崎県 宮崎市、栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									
220	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業 における出し手農家 への支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の 貸し出しについて、5年以上の貸 し出しでも交付対象とすることを 求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作集積協力金)については、10年以上の 利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも 支援措置の対象とすることを求める。	農地集積・集約化対 策事業実施要綱別記 2	農林水産省	京都府 大阪府・兵 庫県、徳島 県、京都市		宮城県、山形県 遊佐町、 千葉県 銚子市、千葉県 横芝光町、長野県 安曇 野市、静岡県 浜松市、静 岡県 富士宮市、香川県 愛媛県 東温市、長崎県、 長崎県 五島市、宮崎県 宮崎市、岐阜県、高知県	<p>○農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。</p> <p>このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。</p> <p>○農地の利用集積において、出し手は高齢であることを理由に、農地を貸借する際には3～5年を希望するものが多い。</p> <p>○【支障事例】 10年以上の機構貸付を行わなければ経営転換協力金や耕作集積協力金の対象にならないことから、短い年数での貸借を希望する場合は、協力金を諦めて基盤法や円滑化事業などの貸借制度を利用せざるを得ない状況である。 農地中間管理機構への貸付を促進するためには、こうした障壁を取り除く必要があると考える。</p> <p>【制度改正の具体的内容】 5年以上の貸付を行えば協力金の対象となるようにする。</p> <p>○【支障事例】 「借り手がどのような方が不明の状態では10年貸付するのには不安がある。期間が短くても協力金の対象として欲しい。」との要望がある。</p> <p>○農地の出し手のほとんどは高齢者が多く、農業経営基盤強化法での設定でも設定期間が3年～5年が多いため、10年以上の設定は負担となっている。</p> <p>○本県でも、農地所有者のなかでは、10年は長過ぎるとの声があがり、機構への貸付を促進するため、期間要件を緩和する必要があると考えている。</p> <p>なお、本県においては、10年以上とされている貸付期間について、3年程度の期間も試用期間として単価調整を行うことで許容するなど、強力的な運用を行うことを要望している(農林水産省への要望)。</p> <p>○農家の土地に対する権利意識は高いものがあり、10年の長期貸し付けについて抵抗があるとの意見がある。</p> <p>また、借り手においても、10年間耕作を続ける事に対する不安も聞かれる。</p> <p>契約期間については、他の貸借事業と同程度の柔軟性を持たせ、協力金の額で差別化を図る方が、事業の活用が進むのではないと思われる。</p> <p>○事業を実施している中で、現行の貸出期間10年以上は長いとの意見があっており、出し手に対する要件緩和は事業推進にとって有効であるため、同様の制度改正の必要性を感じている。</p> <p>○10年間は長い、10年後のことはわからないという声がかかる。5年間でも協力金の交付対象となれば、今よりも貸出が進むと思われる。</p> <p>○本市においても、高齢化した農家にとって、10年以上の貸出しに対する不安の声が聞かれており、事業推進の支障となっている。</p> <p>○本県においても、高齢農家等で相続に対する不安等から、10年間の農地の貸し付けをためらう事例がある(5市町)。</p> <p>○農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。また、本市では利用権設定等促進事業でも10年以上は少数である。このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	区分	分野								
111	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	青年就農給付金の給 付要件の簡素化	<p>青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から賃借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。」について、親族から賃借した農地が主である場合の給付期間中に所有権移転することを確約することとしている要件を削除すること。</p>	<p>【支障事例】 農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならないこととなる。しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移転に係る費用が多くなること想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足が社会問題化している中、新規就農者を支援する目的で創設された制度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就業を開始しようとする者にとっては利用しにくい制度となっている。</p>	新規就農・経営継承 総合支援事業実施要 綱 (別記1)第5 2(1)イ (7)	農林水産省	佐賀県		<p>○【支障事例】 農家の子供が親元就業する際に、青年就農給付金を活用したいという相談があるが、給付期間中に農地の所有権を移転する確約をしなければならぬため、申請に至らない場合が多い。</p> <p>【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足を解消するために創設された制度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就業を開始しようとする者にとっては利用しにくい制度となっている。</p> <p>○【支障事例】 -水稲単作農家の子供は現制度において経営継承だけでは対象とならないため、園芸部門だけを新規に始めることで申請を検討しているが、畑地の賃借は親族からのケースが多く所有権移転の確約を贈与税等を考慮してしまい申請を見送るケースがある。 -米価の下落により水稲単作農家が主体の当市ではその経営を継承するだけでも十分なりリスクを負うものと考えられるが、現在の要件では、その上さらに新規部門(園芸等)に取組むリスクを負うことが大きな負担となり申請を見送るケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 -高齢農家の後継者問題が深刻化している中で後継候補の第1人者である子供が経営継承に踏み切れない制度になってしまっている。</p> <p>○【支障事例】 本市においても、所有権移転を条件としていたため、青年就農給付金の申請まで至らないケースがあった。</p> <p>○提案内容と同様の支障事例あり 少なくとも経営リスク(親族と違う作物、経営形態など)を伴う場合の要件緩和が妥当と考える。また、要件緩和の際には、受給が可能な経営リスクの基準を明確にして欲しい。</p> <p>○農地の名義人が亡くなっている場合など、相続人が多数になったり、相続人との関係性により、給付期間中に所有権移転の確約をすることが困難であるため、申請に至らなかった事例があり、親族名義の農地を利用して就業する者にとっては利用しにくい制度となっている。</p> <p>○青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである農地要件については、「親族から賃借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転すること。」となっているが、給付金を受けた者がこの確約を見せなかった場合は給付金を返還することとなり、混乱を招くことから、改正前の条件(親族から賃借した農地が主である場合は給付金の対象としない。)に異ならせたい。</p> <p>○農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならない。</p> <p>しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移転に係る費用が多くなること想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースがある。</p> <p>○本事業は、農業の担い手として配慮されるべき農業後継者が、対象となりにくい事業である。</p> <p>そのうえで、農地の所有権移転に関しては、贈与税等の負担が生じること以外に、相続税等の問題があり、所有権の移転に踏み切れず、申請に至らなかったケースがある。</p> <p>○祖父が農業者、父が会社員である農家の後継者が就業する場合、相続問題が発生した事例もあり、農地の所有権移転を確約することは、農業後継者が給付金制度を利用する場合の障壁となっている。</p> <p>農業関係団体等から、農業後継者に青年就農給付金を給付する場合の農地要件の緩和に関する要望があり、県は、これまで固く対して、農地要件の緩和を要望している。</p> <p>○農家の後継者が親族から農地を借りて独立就農しようとする場合、青年就農給付金の要件の1つとして、給付期間中に当該農地の所有権を移転することの確約書をもらうこととなっている。</p> <p>しかしながら、後継者には兄弟がいることがほとんどであり、1人の子に土地の所有権を移転するとすると他の兄弟に了承を得る必要があるのが通常と考える。そうした場合、バラバラに生活している兄弟全員に了承を得て、所有権移転の確約書を取り付けることは容易ではなく、現行の要件は現実的ではない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	区分	分野								
237	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「経営転換協力金」を 活用した農地の貸付 期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置 「経営転換協力金」を活用した場 合でも、農地所有者の意向や地 域の実情に応じた貸付期間(3 年又は5年)の設定を可能とす ること。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から 農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。 しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対 し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。 また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、 「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。 そこで、こうした実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度と することを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安 に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進される ものと考えられる。	農地集積・集約化対 策事業実施要綱(別 紙2)第5の2(1)	農林水産省	徳島県 京都府 大阪府 兵庫県 香川県 愛媛県 高知県 京都市		○【支障事例】 10年以上の機構貸付を行わなければ経営転換協力金や耕作集積協力金の対象にならないことから、短い 年数での貸付を希望する場合は、協力金を諦めて基盤法や円滑化事業などの貸付制度を利用せざるを 得ない状況である。 農地中間管理機構への貸付を促進するためには、こうした障壁を取り除く必要があると考える。 【制度改正の具体的内容】 5年以上の貸付を行えば協力金の対象となるようにする。 ○当前におけるH26年度の農地中間管理事業の活用状況は、借受希望面積347haに対し貸付希望面積29ha で、同様にアンバランスな状況となっている。 ○【支障事例】 「借り手がどのような方か不明の状態では10年貸付するのは不安がある。期間が短くても協力金の対象として 欲しい」との要望がある。 ○農家の土地に対する権利意識は高いものがあり、10年の長期貸付けについて抵抗があるとの意見があ る。 また、借り手においても、10年間耕作を続ける事に対する不安も聞かれる。 契約期間については、他の貸付事業と同程度の柔軟性を持たせ、協力金の額で差別化を図る方が、事業の活 用が進むのではないかと考えられる。 ○事業を実施している中で、現行の貸出期間10年以上は長いとの意見があり、出し手に対する要件緩 和は事業推進にとって有効であるため、同様の制度改正の必要性を感じている。 ○「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から農地所有 者や担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。 しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対し、「借受希 望面積」が多いアンバランスな状況となっている。 また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、「先行き不 透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。 3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希 望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。 ○10年間は長い、10年後のことはわからないという声も聞かれる。5年間でも協力金の交付対象となれば、今 よりも貸出が進むと思われる。 ○本市においても、高齢化した農家にとって、10年以上の貸出しに対する不安の声が聞かれており、事業推 進の支障となっている。 ○本市でも、農地の所有者が10年の貸付けをためらう事例や、担い手が10年借りることによる不安を感じ借り受 けをためらう事例がある(2市町)。 ○農地中間管理事業を説明する際に、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という事で事業の利用を 取りやめる場合がある。また本市では利用権設定等促進事業においても10年以上は少数であり、こうした実 態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度とすることを求める。3～5年の 設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希望が増 加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。
144	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	強い農業づくり交付金 の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分 基準に基づき成果目標を設定し 、そのポイント上位から交付金 の割当が行われているが、新規 就農者や新規参入法人が取り 組む場合、現行の制度では現況 ポイントの確保ができていた ため、新規就農者等の取組につ いては、新たな規程の追加や優 待的設定、加算措置等、一定の ポイントが確保できるよう配分 基準の見直しをお願いしたい。	【具体的支障事例】 強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づく取組ポイントに 応じて都道府県への交付金の配分が行われているが、都道府県加算ポイントを含めても32ポイント が最高ポイントであるにも関わらず、H28当初については27ポイント、H27当初では31ポイント(31 ポイントについてはシェア配分)と非常に高い取組ポイント事業のみが配分。 配分基準は現況ポイント(5ポイント)と目標値ポイント(10ポイント)からなっているが、新規参入 の場合は、現況ポイントが取れないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困 難な状況。 ＜長崎県における新規就農者等にかかる要望状況＞ H28当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規就農者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※両年とも配分なし 【制度改正の内容】 新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できる以下のような配分基準の見直 しをお願いしたい。 ＜例＞ 新たな類別の追加:生産及び販売実績によらない「事前の農業研修の実施有無」や「新規就農者 数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規就農者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類乾燥調整貯蔵施設の再編にか かる重点再編地区のように、都道府県の施策(新規就農者の育成)に沿った重要な取組につ いては、現況値5ポイントとする。 新規就農者等の取組に対する加算措置の設定:人・農地プランと同様に取組ポイントとは別に加 算措置を新たに設ける。	強い農業づくり交付金 の配分基準について 第1の2の(1)イ	農林水産省	長崎県		○現行制度では新規就農者等が現況ポイントも確保できないため、既存の就農者が確保できる現況ポイント との間に差が生まれ、会計すると現況ポイントの分まで下回ってしまう。新規就農者等と既存の就農者がポ イントの確保に不公平が生じやすいような制度とすることで、新規就農者等が生産しやすい環境につながるもの と考える。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
150	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	畜産競争力強化対策 整備事業における繁 殖雌牛の導入支援の 補助要件の緩和	畜産競争力強化対策整備事業 における繁殖雌牛の導入支援に 関する、新規就農者以外の農家 についても支援の対象とするこ とで、より効果的に繁殖雌牛の 増頭を図ることができる制度とし ていただきたい。	【制度改正の必要性】 畜産競争力強化対策整備事業では、牛舎を整備する際に導入する繁殖雌牛の導入経費につ いては、新規参入者以外、補助対象となっていない。全国的に、高齢化等により繁殖農家の戸数及 び飼養頭数は減少傾向にあり、また、畜舎価格の高騰等により繁殖用雌牛の導入が困難となっ ている中で、効果的に肉用牛の頭数の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖雌牛 導入経費の補助対象とする必要がある。  【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産者からは、新規就農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖 雌牛の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規就農者に限って対象になっていることは 不公平であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖雌牛の増頭 は急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	畜産競争力強化対策 整備事業実施要綱 (別表) 2 家畜の導入(生産 局長が別に定める新 規就農者等に限る。)	農林水産省	長崎県		花巻市、五島市、宮崎 県、宮崎市、岐阜県、高 知県	○全国的に頭数の減少に歯止めがかからないことから新規就農者以外の農家についても支援対象とすること で繁殖雌牛の増頭が図られ、今後の事務事業がスムーズに推進すると判断される。 ○提案内容と同じ意見であり必要性がある。施設整備等に伴い新たに繁殖雌牛の導入を行う事例が想定され、 事業の対象が新規就農者に限られている点で活用がしにくい。 ○本事業を活用し、施設整備を計画していますが、導入経費が補助対象となっていない新規参入者以外にお いても増頭規模が大きく、子牛価格が高値で推移している中、導入経費が大きく経営を圧迫することが容易に 想定されます。 ○既存農家から繁殖雌牛増頭意向はあるが事業が活用できないことへの不満の声がある。
152	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	国産粗飼料増産対策 事業のうち地域づくり 放牧推進事業の対象 要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち 地域づくり放牧推進事業におい て、農家が1戸でも支援が可能 となるよう緩和し、放牧の拡大に 向けた取組を推進していただき たい。	【制度改正の必要性】 国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等である ことが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化 が困難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生産の一方で、長崎 県の単独事業においては、小規模の試行的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧 を開始するにあたって、一戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につ ながっていない実態がある。  【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上 の生産集団を組めないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っ ても半舎から離れていることなどから実用的でないとの声がある。また、左記の地理的条件によ り、市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。	国産粗飼料増産対策 事業実施要領第3の3の (1)	農林水産省	長崎県	花巻市	○本事業の事業実施主体の要件が、農業者3戸以上で構成される農業団体とされているが、畜産農家が減少 傾向にある中で、事業要件を緩和することで本事業に取り組みやすくなる判断される。	
20	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農林水産業振興に係 る決定権限の移譲 (一括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産業 振興を図るため、国の各種補助 金を一括交付金として関西広域 連合へ交付することにより、各 地域の実情を踏まえた戦略的な 支援を行うことができる仕組みと することを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活か した農林水産業振興を強力に推進していくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏 まえて策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ 交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを 求める。  (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推進していく ためには、国は食料安全保障(食糧の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性 を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振 興策は、大きく地方の裁量に委ね、より地域の個性を活かした効果的な農業政策を推進できる ようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産業振興について構成府県・指定都 市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をも とに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内にお ける地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能 となる。 また、国が見聞事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎 年度、事業の改革があるため、民間事業者によって分りづらく、使い勝手の悪い制度となっ てしまっている。	例) ・農村漁村6次産業化 対策事業補助金(医 福食農連携推進環境 整備事業) ・農林水産業ロボット 技術活用推進事業費 補助金(先頭ロボット などの革新的技術の開 発・普及) ・農村集落活性化支 援事業補助金 ・都市農村共生・交流 総合対策交付金 等	農林水産省	関西広域連 合(共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	参考資料あり		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									
304	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農山漁村地域整備交 付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地 の保全のための農山漁村地域 整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全体)の事 業採択要件の緩和  <受益面積要件の緩和> 〔現行〕10ha以上(農振農用地) 〔提案〕35ha以上かつ農振法や都 市農業振興基本法等に定め、案 例等で特に保全することを定め ている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公 益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内 農団農地、生産緑地)。 農水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振 興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市 街化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。 したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採択 要件の緩和を求めるものである。  【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、 大規模更新が迫られている。※河川改修に伴い更新されたゴム堰数:約100箇所 しかしながら、大阪府内の農地は前記のとおり、多くの地域が同交付金の採択要件を満たさない ことから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新 ができない状況。 ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的 機能を発揮する農地の保全が懸念。 なお、ゴム堰本体の埋め箇所へ水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなくなった事例もあ り、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性 もある。  【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和 が必要と考えている。	農山漁村地域整備整 備交付金実施要綱、 要領別紙4-1第4の 8の(4)及び都市農業 振興基本法第4条等	農林水産省	大阪府 和歌山県			○一級河川内に農業用井堰が約1300箇所あり(内、約130箇所がゴム堰)、それらの多くは受益面積10ha以下と 小さい。
278	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	治山事業に関する採 択基準の緩和につい て	治山事業に関する国庫補助制 度の採択要件について、河川 の上流域において崩落があった 場合、下流で橋梁部に流水等が 閉塞し河川氾濫を起こることが あるため ①1、2級河川以外の流域で事 業を実施する場合でも、保全対 象人家の要件を見直すこと ② 度回復に係る事業費要件 を事業費7千万円以上 → 3千 万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平 成26～30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本県の丹波を襲った平成26年8月豪雨災害では、流水被害の恐れの高い溪流において、事業費 が国採択基準を満たさない小規模崩壊でも、谷出口から2km以上離れた下流で橋梁部に流水が 閉塞し、溢水被害を及ぼした。国採択基準を満たさない箇所については県単独事業で対応(第2 次山地防災・土砂災害対策5箇年計画)では194箇所している。近年、短時間に局所的な豪雨など による風水害が相次いでいることから、災害発生時の恐れのある未着手の山地災害危険地区にお いて治山事業の着実な推進が求められている。 【効果・必要性】 国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐこと ができる。	林野庁長官通達18林 整治第2317号	農林水産省(林野庁)	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合		○平成25年8月の時間雨量100mmを超える猛烈な豪雨により、山腹崩壊の発生や渓流からの大量の土砂流出が発生 した。国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所を県営治山事業で対応可能となることにより、被害の未然 防止や拡大を防ぎ、市民福祉の向上に効果があると考える。 ○本県の豪雨災害等の復旧整備に係る事業費が国採択基準(7千万円以上)を満たさない場合は、県単独事業(溪 流等土砂災害緊急対策事業)により対応している。近年、記録的な豪雨災害が相次いでいることから、災害発生 の恐れのある未着手の山地災害危険地区においては、治山事業の着実な推進が求められている。 【県単独事業対応状況】 H25 2箇所 43百万円 H26 6箇所 181百万円 H27 12箇所 285百万円	